

弾劾！こんなにも議員議会を愚弄する虚偽答弁と情報隠しが！

「市住不法占有・住民票不正犯罪男」を市ぐるみでかばい立て！

2017年6月18日(日)

告発者：門真市議：戸田ひさよし（無所属・「革命21」）

※同趣旨の「6/14文書」で、Aの住所不正について「公正証書原本不実記載の刑事犯罪で5年以下の懲役又は50万円下の罰金である事」についての記載もれがあり、また「住民基本台帳法違反で行政罰（過料5万円以下）の対象である事」について「住民基本台帳法違反で刑事罰対象」との誤った記述があったので、これらを補足・訂正し、ほか若干部分を修正したのがこの「6/18文書」である事を冒頭、附言させていただく。

※なお、市のまちづくり部（営繕住宅課→都市政策課に4月に名称変更）、市民生活部（市民課）、上下水道局のそれぞれの対応実態については、「まだ真の実態」が明らかにされていない・ごまかされている部分がある事が分かってきたので、今後真相究明を進めていくに従ってこの文書での記述の一部に変更が必要な部分が出てくる可能性もある。

~~~~~  
昨2016年8月から始まった維新宮本市政において、「宮本市長のお仲間には、市の財産を不法占有しても刑事犯罪を犯しても、法を曲げ条例を曲げて、市ぐるみでウソつき・情報隠しを重ねてかばう」という、とんでもない腐敗がどんどん広まっている！・・・それはアベ政治の超ミニチュア版とも言える。

これについて、以下に事実をもって列挙し議員・職員・市民に警鐘を鳴らすものである。

### < 1：宮本市政による議員への情報隠し・虚偽答弁の数々！ >

1：◆今年2/14段階で、Aが2年以上も水道閉栓している事を市は把握した！つまり新橋住宅では絶対に居住実態が無い=居住していない所に住民票を置く刑事犯罪者である事を把握した！

▲それなのにこの超重要事実を戸田に（全議員に）ひた隠しにして素知らぬ顔で3月議会答弁をし、「4/28判定」議員への報告でもひた隠し、何と6/9本会議質疑協議で戸田に問われて前夜の6/8夜の答弁メモで初めてこの事実を明かした！▲議会に対して4ヶ月も情報隠ぺい！

2：「居住していない所に住民票を置く」＝「公正証書原本不実記載の刑事犯罪者」（5年以下の懲役又は50万円下の罰金）に市営住宅の部屋を占有させてはならないのに（「住民基本台帳法違反で行政罰の対象者（5万円以下の「過料」）でもある）、宮本当局は「市長や緑風議員と仲良しのA」をあくまでかばうために、とんでもない誤魔化し論理を「発明」した！

▲それが「Aが市営住宅条例での明け渡し請求対象になるかならないか」だけを問題にして、=虚偽住所記載についての「住民基本台帳法違反」の民事罰や「公正証書原本不実記載」の刑事犯罪である事を無視して、「市条例の珍妙解釈」によって「Aは明け渡し請求対象にならない」と認定してしまう事だった！

・・・条文は

「他に住宅を取得し、生活の本拠を移したとき」

となっており、市営住宅の設置趣旨からしてこれは

「他に住宅を取得し（たり）、生活の本拠を移したとき」

と解釈しないとイケないのに、それを勝手に

「他に住宅を取得し、『かつ』、生活の本拠を移したとき」だと、『かつ』を入れて解釈し、

「だからAは新橋住宅に生活の本拠がなくても、生活の本拠がある守口市マンションはAの持ち物でないから、新橋住宅の部屋は明け渡し請求対象にならない」、という「超絶論理」をひねり出したのだ！！

3：宮本当局は2月段階でこの「住民基本台帳法違反や公正証書原本不実記載を無視した超絶論理」で「2年以上水道止めっぱなしで住居不正をやっているA」をあくまでかばい立てする方針を固めたとは思えない！

だからこそAに対して新橋住宅明け渡しを求めたり促したりする事はいっさいせず、

▲3/9 本会議の戸田への中道まちづくり部長答弁で、

「また、他に住宅の所有権を取得し、かつ生活の本拠を移したと確認された場合は、門真市営住宅条例第33条第1項第2号の規定により、明け渡し請求できる事例に該当します。」

と、条文には無い「かつ」という言葉を入れて、「さり気なく条文の捏造引用」がされている！  
これは「虚偽答弁」だ！！

▲また3/9 答弁で「2月にAが2年以上水道停止している事が判明し、今も停止中である」という超重大な事実を隠して、

「現在、議員からの情報提供を受けて、本人へ1回目の聞き取り調査を行っており、引き続き、事実関係を調査しているところであります。

「どのようなことが判明したか」につきましては、個人情報も含まれていることから、ご答弁は控えさせていただきますが、市営住宅の適正な管理運営の観点から、入居者の居住実態に関する疑義については、関係法令の趣旨に鑑み、現地調査や入居者への聞き取りを重ねた上で、厳正に対応してまいりますので・・・」と、シラコイ答弁をしたのである。

◆「市住不法占有・住民基本台帳法違反・公正証書原本不実記載の容疑者」について「2年以上も水道停止していたという決定的証拠が発見されたという事実」が、「個人情報として隠すべき事」であるはずが無い！

■これが議員・議会を騙し愚弄するものでなくて何だろうか？！

4：戸田は2月にまちづくり部の良次長や営繕住宅課の東課長らに「新橋住宅と守口市マンション2ヶ所への配達証明郵便作戦」の計画をうち明け、2/25に実行して3/1に「新橋住宅には配達不能」という結論を得て、「決定的証拠が出た！」、と色めき立ってまちづくり部他に説明した。

「まじめな職員達は共に真相を究明していく仲間だ」、と考えていたからだが、何とお人好しだったことから内容証明作戦を聞いた職員達はさも驚き関心したように聞いていたが、実は「2年以上前から水道止めっぱなしにしてるんだから、新橋住宅には住んでいないに決まっているジャン」、と内心で思いながら、戸田に話を合わせていたという事だ。 どんだけ腹黒いウソつき共なのか！

5：宮本当局による情報隠し・議員騙しはまだまだ続く。

「2年以上も水道停止していたという住民基本台帳法違反（＝虚偽住所）と公正証書原本不実記載の決定的証拠」があるのに、

住民基本台帳法所管の市民生活部市民課は、「3月28日 営繕住宅課に対し調査依頼」と寝ぼけた対応を取り、Aに聞き取り調査したのは、Aが水道再開した3/27以後の4/14の一回きり（！）だし、  
「現状の水道メーター目視」で水道使用状況調査したのは4/12以降だった。

▲この段階に至っても市民課は戸田の市に対する3月の「Aの2001年からの住民票虚偽記載疑惑」

通報に見合った「過去の月ごとの水道資料量の調査による居住実態の有無の調査」は全くしようと  
しなかった！ それどころか「それはプライバシーにあたるから調査できない」と調査放棄決定！

■市民課には「2/14に水道の長期閉栓が確認された」事が意図的に伝達されていなかった可能性もあるが、「2001年青年会議所リストで自宅住所が守口市になっている」事実や住民票不正が重大問題である事が3月議会で指摘されているのに、所管の市民課の対応の鈍さは何なのか？！

そして4/28にもなって出された市の判定文書では、「Aが2014年12/3～2017年3/26の、実に2年4ヶ月に渡って水道停止していた」という超重大事実＝住民基本台帳法違反・公正証書原本不実記載の絶対的証拠には全く触れずに、

「・電気・水道・ガスのメーターは、H29.2.20からH29.3.3までの調査では数値は同じであるが」とだけ書いて誤魔化し（都市整備課報告書）、  
<明渡しを規定している市条例第33条第1項第2号「他に住宅を取得し、生活の本拠を移したとき」には該当しない。>（都市整備課4/28報告書）、とか  
<当該場所に生活の本拠を置いていると考える妥当性は高いことから、現時点では不現住として催告並びに職権  
削除を行うことはできないと考える。>（市民課4/28報告書）  
と、「Aは新橋市営住宅の正当な住民であるしその住所住民票に何の問題も無い」と結論付けたのだ。

■これによって戸田以外の全ての議員に「2年4ヶ月もの水道停止」という重大な事実を知らせずに、議員を騙したのである！

5：さらに戸田に対しては、1月臨時議会からあれだけAの不法占有・住民票不正問題を職員面談でも議会質問でも取り上げてきた「当事者議員」であるのに、「調査が最終段階に進んできた」事も、「4/28判定報告書」が出来た事も、実に5/15に戸田が大兼総務部長に「A問題はどうなっているのか？」と問い質して初めて知らせる、という許し難い「戸田だけへの情報隠ぺい」を行なったのである！

議員に何か報告がある時、門真市では必ず議員本人に電話で連絡して説明しているのに、今回全く連絡無く放置されたのは異常中の異常であり、「議員に対する対応」として許す事が出来ない。

6：市は「戸田への5/15説明」の場で戸田から「Aの過去からの水道使用量の問題はどうなってるんだ?!」と突っ込まれて初めて、都市整備課（旧営繕住宅課）の橋本課長と市民課の十河課長が、「2014年12/3～2017年3/26の2年4ヶ月に渡って水道閉栓（水道停止）されていた」と明かしたのだった。

■2/14に市が把握してから実に3ヶ月、3/9本会議答弁から2ヶ月超も議員にひた隠しにしていたのだ！

▲しかもこの5/15時はまだ「長期の水道停止は2月に分かっていた」というさらに重大な事実を戸田に隠していた。市がそれを明らかにしたのは、「6月議会6/9本会議前日の6/8議案質疑の夕方の答弁協議でも明示せず、戸田から判明時期をちゃんと書けと求められて送った『夜のメール』の中においてだった！！・・・どんだけ粘っこくひた隠しするのか?!！

7：それだけではない。

5/15説明追及において「Aの過去からの月ごとの水道使用量を出してくれ」と求められた市民生活部の山田次長は、6/2説明で「人権問題を所管する市民生活部として検討したところ、プライバシーに関わるデータなのでそれを上下水道局に請求できない」、というとんでもない詭弁回答を行なった。

さらに戸田が6/2電話で「それを決めた会議・決済の経緯を出せ」と求めた事に対する6/6回答メールで、

5/15・18・25・29に市民生活部で協議・検討。

5/30：やはり上下水道局から取得すべきでない、と決定した。

との趣旨の回答をした。

これは、戸田が1/27から提起していた「Aの過去からの月ごとの水道使用量を調べる」事については、

▲2月段階で上下水道局が「水道使用量等の個人情報に関する照会に対し回答は警察など調査権を有している機関にのみ行なうので営繕住宅課には回答できない」、という、デタラメな情報隠し決定をしていた（都市整備課の6/9回答文）という重大事実について隠ぺいし、

「あたかも市民生活部が5/30になって初めて決めたかのように議員を騙すもの」に他ならない！

▲それとも市民生活部は「2月の上下水道局決定」の存在をこれまで知らされていなかったのか？？

（実は教育委員会学校教育課は全く知らされていなかった事が6/13答弁協議で判明した）

8：宮本市長の反コンプライアンス体質への追従模倣、宮本市長とそのお仲間への忖度しまくり、法令条例の意図的な歪曲解釈適用、やたらな情報隠し、「議員にウソついても、議会でウソついても平気」な感覚の蔓延・・・・・・・・！

## < 2：戸田によるAの不正追及の経緯 >

### 【1月臨時議会（1/23～27）】

- 1：「門真小学校支援ボランティア代表A」を代表提出者とする市長・市議会議長あての「1/20 要望署名」が、1/23(月)から開催の「1月臨時議会」の直前の1/20(金)に出された事を契機にして、Aをよく知る地域会議役員の人達から、「Aさんは何年も前から守口市に引っ越しして新橋住宅には住んでいない」という情報を聞いて、要望書に記載のAの新橋改良住宅内の住所が虚偽記載である事をほぼ確信した。  
その「Aの虚偽住所疑惑」を1/23(月)本会議での議案への反対討論の中で述べた事が、追及の始まりである。
- 2：そして「1/25(水)文教委での補正予算の質疑」の中でも、また「1/27(金)最終本会議での議案討論」の中においても、「Aの住居不正疑惑」に触れた。  
★1/27(金)の本会議終了後、議員控え室で、営繕住宅課（当時）の東課長・青木課長補佐に対して、「水道使用量の調査等、様々な調査をしてAの居住実態調査をすべき事」を強く提起している。  
★「Aの過去からの月ごとの水道使用量の調査をして居住実態判定に使う」という方策は、この時初めて出された考えである。  
また、1/24(火)夕方にAの新橋住宅居室前に行って、外から写真を撮ったり電気メーターを見たりした。

### 【2月段階】

- 1：★2月前半と記憶するが、Aの顔写真と住居などを記載した「門真市青年会議所の2004年の「シニア会員名簿」を入手した！  
これによって初めて、Aが「自宅」と表記する守口市南寺方・・・のマンション住所が判明した！  
★2/24に「守口市南寺方・・・のマンション」前に行き、外から写真を撮った。青年会議所記載の住所の部屋のドアにAの姓だけの表札がある事も確認出来た。
- 2：★2/25に「2つの住所への配達証明郵便発送作戦」発動！  
その結果、守口市マンションでは3/1に配達完了し、門真市新橋住宅住所は「相手から反応無く配達不能」となり、「Aが本当に住んでいるのは守口市マンションの方である」事がはっきりした！
- 3：疑惑発生からずっと、戸田はAの住居不正に関する提起や調査結果について、全て市（まちづくり部・営繕住宅課を中心に）に明らかにして、「共に真相究明するための協力」を行っていた。（3月議会以降も）

■しかし、6/8夜に初めて判明するのだが、市は2/14段階で「Aは2014年末からずっと水道停止している」(＝新橋住宅に居住実態があるはずが無い)事を把握していながら、それを戸田には完全に隠して対応していたのだった！！

そうして3月議会でも水道停止が続いている事を全く隠して答弁や戸田との協議をするのだった！

### 【3月議会(2/27～3/24)】

1：3/9(木)本会議一般質問と3/17(金)文教委所管事項質問でAの不正問題を厳しく追及した。

▲市は3/9本会議答弁で

「現在、議員からの情報提供を受けて本人への1回目の聞き取り調査を行っており、引き続き事実関係を調査しているところであります。

どのようなことが判明したかにつきましては、個人情報も含まれていることから御答弁は控えさせていただきますが、市営住宅の適正な管理運営の観点から、入居者の居住実態に関する疑義につきましては、関係法令の趣旨に鑑み現地調査や入居者への聞き取りを重ねた上で、厳正に対応してまいります・・・」

と答弁したが、

それ以降の戸田の文教委質問や面談での問い合わせに対しては、「現在調査中なのでお待ち下さい」との言い方をするばかりだった。

・・・議会全体が「市が調査中と言ってるから結果が出るのを待とうじゃないか」、という雰囲気になった。

### 【3月下旬・4月・5月段階】

1：3月下旬から4月にかけては、「新年度で人事異動・機構改革もあってバタバタするが、市がそれなりに真面目に調査しているはずだ」、と考えていたし、戸田自身が諸事多忙だったので、極くたまに「調査はどうなったか」を問い合わせしただけ。

2：「不法占有・住居不正の事実は隠しようの無い事柄」であるのに、いつまで経っても「まだ調査中です」と言うだけなので、やがて「これはとんでもない誤魔化しをやってAの不正をかばうつもりだろう」、という疑惑が湧いてきた。・・・そして結果は戸田が危惧した通り、いや、危惧したレベルをはるかに越えた「市ぐるみの不正握り潰し・情報隠し」だった！

## < 3：市住不法占有・住民票不正犯罪男＝A >

1：(1)Aと宮本市長および緑風クラブの大倉議員の3者は「共に門真市青年会議所の仲間」であり、また「早起き会」というサークルで頻りに顔を合わせてきた間柄である。

(2)宮本市長と大倉議員は、宮本氏の市議時代から、もしくはそれ以前からの親しい友人である。

大倉議員や吉水議員ら4人で構成する「緑風クラブ」は「宮本市長の側近与党」であり、市長選・府議選国政選挙では「門真市での実質的な維新議員グループ」として活動してきた。

(3)Aは大倉氏が2011年市議選で初当選する以前から「門真小の畑活動」に大倉氏を呼んで人々に紹介するなど、大倉氏の選挙当選のために早くから活動をしてきた。

(4)宮本市長と緑風クラブとAの3者は、「前園部市政下で進められてきた、門真小敷地内の3中校区の地域協働センター建設計画を潰す」という点で共同歩調を取り、成功させた。

(5)そのための「市民煽動・デマによる世論作り」に大貢献したのがAが「門真小学校支援ボランティア代表」と肩書詐称して行なった2016年11月と2017年1/20の「畑存続要望署名」だった。

(それぞれ12月議会直前・1月臨時議会の両議会開催直前に署名集めがされて、両議会に提出された)

(6)1/20 要望署名の宛先のひとつが宮本市長だったにも拘わらず、宮本市長は自ら市民に電話して署名協力を依頼するという「自作自演行為」も行なった。これはまた宮本市長とAの親密さを示すものである。

2：当初「市営新橋改良住宅」の住民であったAは、▲2001年には実際の住居を守口市の娘のマンションに移して、市営住宅の不法占有を始めていた。

(証拠：2001年の門真市青年会議所の会員名簿において、職業を石材会社の代表だとして、会社の住所として市営住宅の居室の住所を表示し、「自宅」の住所として守口市のマンションの一室を表示していた。2004年の「永久保存版会員名簿」も同じ記載で、顔写真も載っている。)

- 3 : Aが今年4月の市聞き取りで「2004年頃から守口市マンションで寝泊まりしており、新橋住宅には郵便物を取りに10日から半月に1回程度来ていた」と、供述したのは不法占有期間を短く見せようとする誤魔化しである。2001年には居住の本拠が守口市マンションにあったからこそ、当時の青年会議所名簿にそこを「自宅」と記載したと考えるのが自然である。
- 3 : ▲さらにAは、2014年12/3～2017年3/26の、実に2年4ヶ月に渡って水道停止していた！  
「部屋で一滴の水も出ない」状態を自ら実施していたのだから、「傍証不要な居住実態無し状態」である！  
■水道を完全に停止して居住に使っていない状態でありながら、Aは厚顔にも「新橋住宅に住む門真市民」を装い続け、市長や議会に出した公的な要望文書において、新橋住宅の住所が自分の住居であるとの虚偽記載を平然と行なった。……市や市議会に2回も虚偽文書を出してこれを愚弄していた！
- 4 : Aは1/20 要望署名・1月臨時議会（1/23～27）時期から戸田に「虚偽住所＝市住不法占有」疑惑を騒ぎ立てられ、市から調査をかけられて水道停止を把握され、3月議会でさらに厳しく戸田から追及され、地域住民にも疑惑宣伝され、市からの調査も増えたにも拘わらず、3月27日に2年4ヶ月ぶりに水道再開するまで、平然と水道完全停止を継続していた！  
その中で市の聞き取りに対して「自分の生活の本拠は新橋住宅だ」と、居直り続けた。実に悪質である。
- 5 : 市の聞き取りに対して一貫して「新橋住宅の部屋を維持し続けたのは門真小でボランティアするためだ」と主張しているが、「自分にとっての便利使いで市営住宅の占有を続けた」という、「市営住宅を意図的に目的外使用しつづけた」という「自白」に他ならない。
- 5 : Aは3/27から2年4ヶ月ぶりに水道再開し、4月から「新橋住宅で生活しているフリ」を装った。  
その一環で「4/18～25」の市の「1週間の詳細調査」において「夜に電気がついてた事が5日あった」とか「ベランダにシーツや服が干されていた事が4日あった」、とかの現象を市に見せた。  
▲しかし10数年住んで慣れ親しんできた守口市の娘のマンションから、今さら単身で新橋住宅に本当に転居する事はおよそ考えられない。
- Aの罪状：(1) 市営住宅の不法占有（目的外使用）  
（書面証拠では17年間、本人供述では13年間、実際には20年前後におよぶものだった可能性も大きい！）
- (2) 最高60倍以上もの倍率で切実に入居を求めている「正当な入居権を持つ低所得市民」の市営住宅入居を妨害し続けた。
- (3) 住民基本台帳法違反（居住実態の無い場所に住民票を置く＝「正当な理由がなく、住民基本台帳法に基づく転出入の届け出をしない」）＝行政罰（5万円以下の「過料」）
- (4) 「公正証書原本不実記載罪」（虚偽の届出行為）＝「5年以下の懲役又は50万円以下の罰金」の刑事罰で「前科」となるもの。
- (5) 公職選挙法違反！（門真市への不正な住民登録＝虚偽記載の住民票に基づいて門真市民として投票をした）  
＝A自身が市の4月聞き取りに「選挙では必ず投票してきた」と明言したのだから間違い無い！
- (6) 税法等違反の疑惑真っ黒！（生活の本拠は守口市にあるのに守口市に税金等を払わないなど）

以上